

広島港にコンテナ・インセンティブ（助成）制度を導入しました！！

「広島港国際コンテナターミナル」及び「海田コンテナターミナル」を利用して輸出入される国際海上コンテナを対象とした助成制度です。

本制度を活用し、新たな物流ルートに挑戦される事業者様を支援します。

詳しくは別紙一募集要項をご覧ください。

お問合せは： コンテナカンパニー Tel (082) 250-7160
(担当) 新宅・清水・縫部

平成30年度広島港の集貨事業

募集実施要項

株式会社 ひろしま港湾管理センター

1. 目的

本事業は、荷主企業や物流事業者の皆様が、広島港を利用し新たな物流モデルを構築し、自社（もしくは顧客）の物流を改善することを応援するものです。

また、取扱貨物量を増加することで、国際拠点港湾「広島港」の機能・サービスの向上、維持・拡大を図ることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

当社は広島港の集貨事業として、次の個別事業を募集します。

事業一件につき、業務委託料は原則最大100万円（税抜）までとします。

本事業は3件までとし、事業者は複数件の事業を申請することは出来ません。

新規物流支援事業

以下の①～③の要件をすべて満たす事業が対象となります。

①広島港を利用した新たな物流ルートであること

- 「広島港を利用した物流ルートへの変更（広島港へのシフト）」や「広島港を利用して新規に輸出入を行うケース（他港利用時との比較が必要）」が対象となります。
- 広島港から直接輸出入される場合が対象となり、内貿及び国内主要港においてトランシップするルートは対象外です。

②国際海上コンテナであること

- 国際海上コンテナ貨物が対象となり、バルク貨物やシャーシ貨物は対象外です。
- トライアル・ルートを継続して利用していただいた場合に年間取扱量が原則として50TEU以上見込まれることが条件となります。

③広島港の利用により物流面の改善効果・機能向上（コスト、リードタイムの削減、環境負荷低減、BCP対応等）が見込まれること。

3. 委託対象期間

委託を受けようとする会計年度（平成31年3月31日まで）とします。

当該年度の事業実績報告書（別紙様式）の提出期限は、委託業務が完了した日から10日を経過した日、または平成31年3月31日のいずれか早い日を厳守とします。

受託事業者は、事業実施報告書を提出できる範囲内で委託期間を設定してください。

4. 応募方法（事業計画提案書の提出）

（1）提出書類

- ①事業計画提案書（別紙様式）の提出
- ②提案単価の根拠となる資料等
- ③暴対法等に係る当社様式による誓約書

（2）提出部数

1部（A4版での提出をお願いします）

（3）応募期間及び提出場所

- ①期 間 平成30年4月2日（月）～7月31日（火）（土・日、祝日を除く）
08:30～17:00（12:00～13:00を除く）
- ②場 所 株式会社 ひろしま港湾管理センター
広島市南区宇品海岸一丁目13番13号
コンテナカンパニー Tel 082-250-7160

（4）提出方法

持参もしくは郵送により上記提出場所まで提出してください。

*郵送応募の場合は、上記応募期間内必着とします。

5. 受託事業者の決定

（1）事業決定・通知及び業務委託契約

提出された事業計画案について、当社が審査したうえで、順次事業決定をします。

審査にあたっては、必要に応じ、当社が求める形で提案に修正を求めたうえで、事業決定を行います。

事業決定した対象事業は、書面で事業者（事業計画が複数の事業者による場合には、代表事業者。以下同じ）あてに通知します。

事業決定しなかった場合も、代表事業者あてに理由を付してその旨を通知します。

事業決定した対象事業は、当社と代表事業者との間で、業務委託契約を締結するものとします。業務委託に関する手続きは、事業決定した代表事業者に別途連絡します。

（2）事業決定の除外

対象事業にかかわる者が次の各号に該当する場合は、事業決定を行わないものとします。

①暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員

②広島県及び広島市の暴力団排除条例に規定する暴力団関係者

③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益のためになると認められる又はその恐れがあると認められた場合

（3）事業計画の取り下げ

事業決定を受けた後、業務委託契約締結までの間に申込みを取り下げる際には、速やかに当社に申し出てください。

（4）事業計画の変更

業務委託契約の締結後に事業計画を変更する必要が生じた場合には、当社と事前に協議したうえで事業計画変更書を速やかに提出してください。

変更内容に応じて、予算の範囲内で業務委託契約書の内容変更を行う場合があります。

（5）事業決定の取消

業務委託契約の締結後に本事業に関して虚偽の申請や報告などの不正行為が明らかになった場合は、事業決定を取消します。

また、事業決定後に事業計画と大きく変更する場合も、事業決定を取消す場合があります。

事業決定を取消した場合、事業決定時に結んだ業務委託契約の解除又は変更を行います。

(6) 事業の中止

業務委託契約の締結後に事業を中止する場合には、事業中止届を速やかに提出してください。

当社で審査のうえ、妥当と認められる場合は、事業決定を取消し、業務委託契約の解除又は変更を行います。

6. 業務委託料の支払い

(1) 事業報告にあたっての提出書類

事業実施報告にあたっては、募集実施要領に定める報告書を提出して下さい。

(2) 報告期限

委託事業が完了した日から 10 日を経過した日又は平成 31 年 3 月 31 日のいずれかの早い日までに上記書類を当社宛に提出してください。

上記期日までに、報告書等の提出が無い場合は、業務委託料の支払いはいたしません。

(3) 業務委託料の確定

事業実施報告書について、当社が検査のうえ、確定額を事業者宛に通知します。

業務委託料の確定額が当初契約額から変更する場合は、最終確定額にて委託契約の変更を行います。

なお手続きは別途通知します。

(4) 業務委託料の請求

確定額の通知を受けた事業者は、速やかに当社用紙による請求書に必要事項を記入し、当社宛に提出してください。

(5) 業務委託料の支払い

確定された業務委託料は、契約事業者に対して、請求から概ね 1 か月後にお支払いします。ただし、事業決定を取消した場合は、業務委託料の支払いはいたしません。

(6) 業務委託料の返還

5 の (5) に定める事由により事業決定が取り消され、業務委託契約が解除され

た場合などで、当社が業務委託料を支払い済みの場合、6の（7）に定める違約金及び遅延利息等を加えたうえで、業務委託料の返還を求めることがあります。
この業務委託契約の履行が完了した後においても、同様とします。

（7）違約金及び遅延利息

事業者は、上記（6）において業務委託料の返還を命ぜられた場合、納付日に応じて、業務委託契約書約款に定める違約金及び遅延利息を当社へ納付していただきます。

事業者に対し、委託事業の遂行に関する報告を求めることができます。
広島港を経由して輸送が行われていることを確認するため、報告内容に応じた別途当社が指定する件数の関係書類の提出（B/L（写し）等）を求めます。併せて、当社の検査（現地立会や関係書類の確認など）を実施する場合があります。
また、当社に提出した書類及び輸送実績の検査等にかかる書類・帳簿等は、当該年度終了後5年間は保管しておいてください。

7. 事業実施の基本的な流れ

【応募期間】

平成 30 年 4 月 2 日（月）～7 月 31 日（火）

事業計画提案書の提出

*予算がなくなり次第、予告なく受付を
終了することがあります。

募集状況によっては追加募集をする場合が
あります。（当社HPで告知します）



事業計画提案書 審査後隨時

受託事業者の決定

受託事業者への決定通知



事業決定後隨時

業務委託契約の締結



委託事業完了した日から 10 日を経過した日

実施報告書の提出

又は平成 31 年 3 月 31 日

上記いずれかの早い日まで



事業委託料の確定

変更契約書の締結



平成 31 年 4 月中旬

請求書の提出



請求から概ね 1 か月後

業務委託料の支払い

8. 業務委託契約書の基本的な様式

次項 業務委託契約書 基本様式（仕様書含む）を参照ください。

委託契約書

(契約番号) 港管セコ 第 号)

業務名	新規物流支援事業		
委託期限	平成 31 年 3 月 31 日まで		
委託料	円		
内取引にかかる消費税 及び地方消費税の額			
第 6 条に定める 前払い金等の委託料	<input type="checkbox"/> あり (円)	<input type="checkbox"/> なし 支払時期

上記の業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添条項によって、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 30 年 月 日

委託者 住所 広島市南区宇品海外海岸一丁目 13 番 13 号
名称 株式会社 ひろしま港湾管理センター
代表者 代表取締役社長

松本 幸之 

受託者 住所 ○
名称 ○
代表者 ○

○ 

広島港の集貨事業の業務委託に伴う仕様書

【仕 様】

1. 業務名

新規物流支援事業

2. 履行場所

広島港（広島港国際コンテナターミナル又は海田コンテナターミナル）

3. 委託期限

平成 31 年 3 月 31 日

4. 業務内容

5. 業務委託料

0 円

6. 輸送貨物量

実入りコンテナ	0 TEU
空コンテナ	0 TEU
合 計	0 TEU

7. 支払方法

完了時に提出された報告書の検査後、精算払いとする。

8. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

9. その他

本仕様書の定めのない事項については、別紙募集実施要項に定めるものとする。